

平成30年9月3日

福島県知事 内堀 雅 雄 様

福島県監査委員 長 尾 トモ子

福島県監査委員 古 市 三 久

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 菅 家 惣一郎

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成30年8月10日付け30財第1087号で審査に付された平成29年度に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果は、次のとおりです。

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75%)	— (8.75%)	9.5% (25.0%)	136.5% (400.0%)

(注) 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため。

(注) () 書きの比率は、早期健全化基準である。

(2) 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
福島県港湾整備事業特別会計	—	
福島県流域下水道事業特別会計	—	
福島県工業用水道事業会計	—	
福島県地域開発事業会計	—	
福島県立病院事業会計	—	

(注) 「—」は、資金不足額がないため。

(注) 各会計ごとの経営健全化基準は20%である。

(3) 比率算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年8月10日から同年9月3日まで

3 審査の手続

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率は法令等に基づき適正に算定されているか、これらの算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかなどを主眼として関係者の説明を聴取し、一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査の結果をも踏まえて、慎重に審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められる。

2 意見

特に指摘する事項はない。

なお、復興と地方創生に向けた取組の成果を県民一人一人が実感できるよう、今後とも引き続き必要な財源の確保と計画的・効率的な事務事業の執行に努めるとともに、財政健全化判断比率及び資金不足比率に十分に留意し、財政の健全化に努められたい。